

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第7条第1項の規定に基づき、地域産業活性化協議会（以下「協議会」という。）を平成22年11月18日に組織しますので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成22年11月9日

京都市長 門川 大作

1 協議会の名称

京都・島本・高槻地域産業活性化協議会

2 協議会の構成員の名称

京都府，大阪府，京都市，島本町，高槻市，京都商工会議所，島本町商工会，高槻商工会議所，財団法人京都高度技術研究所，財団法人大阪府都市整備推進センター，独立行政法人中小企業基盤整備機構近畿支部，国立大学法人京都大学，学校法人大阪医科大学，学校法人大阪薬科大学，学校法人関西大学，学校法人平安女学院

3 協議会の規約の内容

別紙のとおり

京都・島本・高槻地域産業活性化協議会規約（案）

（目的）

第1条 この協議会は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）並びに同条第5項の規定による同意を得た基本計画（法第6条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）及び、その実施に関し必要な事項その他地域における産業集積の形成又は産業集積の活性化に関し必要な事項について協議を行うことにより、当該地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化のために当該地域の地方公共団体等が行う主体的かつ計画的な取組に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 前条の協議会は、京都・島本・高槻地域産業活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（委員）

第3条 協議会は、別表に掲げる者を委員として設置する。

2 前項に掲げる市町及び府は、必要があると認めるときは、法第5条第2項第7号に規定する事業環境の整備の事業を実施し、又は実施すると見込まれる者又は、法第7条第2項各号に掲げる者を委員として加えることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(公表)

第4条 協議会の公表は、別表に掲げる市町及び府のホームページへの掲載等により行う。

(事務)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画の作成及び同意基本計画の変更に係る協議を行うこと。
- (2) 同意基本計画に位置づけられた事業の実施に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、第3条第1項第1号に掲げる市町の存する地域における産業集積の形成又は産業集積の活性化に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (4) 関係機関の長に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、集積地域における企業立地の促進等による産業集積の形成又は活性化に関することを行うこと。

(役員及び職務)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 監事
- 2 会長は、委員の中から互選により選任する。
 - 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。

- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告しなければならない。
- 7 役員任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。
- 8 役員は非常勤とする。

(オブザーバー)

第7条 協議会は、第5条に規定する事務に関し、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会長が会議に招集し、発言を求めることができる。

(会議の招集)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の要請があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。
- 5 会議は、協議会の目的を達成する上で緊急を要するなど、会長が必要と認めたときは、書面又は電子メールにより開催することができる。

(分科会の設置)

第10条 協議会は、その事務の一部について、必要な協議又は調整を行うため、分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(協議結果の尊重)

第11条 協議会の委員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、高槻市都市産業部に事務局を置く。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第14条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算し、監事であった者がこれを監査する。

(その他の必要事項)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成22年11月18日から施行する。

別表（第3条関係）

京都府

大阪府

京都市

島本町

高槻市

京都商工会議所

島本町商工会

高槻商工会議所

財団法人京都高度技術研究所

財団法人大阪府都市整備推進センター

独立行政法人中小企業基盤整備機構近畿支部

国立大学法人京都大学

学校法人大阪医科大学

学校法人大阪薬科大学

学校法人関西大学

学校法人平安女学院

（産業観光局産業振興室）